

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 新旧対照条文 目次

○ ○	水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）（抄）	1
○ ○	沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）（抄）	8

改正案	現行
<p>（水道施設の増設及び改造の工事）</p> <p>第三条（略）</p> <p>（法第十一条第二項に規定する給水人口の基準）</p> <p>第四条 法第十一条第二項に規定する政令で定める基準は、給水人口が五千人であることとする。</p> <p>第五条（略）</p> <p>第六条（略）</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第七条 法第十九条第三項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>一 第五条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者</p> <p>二 第五条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第一号に規定する学校を卒業した者（同法による専以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専</p>	<p>（水道施設の増設及び改造の工事）</p> <p>第三条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第四条（略）</p> <p>第五条（略）</p> <p>第六条（水道技術管理者の資格）</p> <p>第六条 法第十九条第三項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>一 第四条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者</p> <p>二 第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第一号に規定する学校を卒業した者（同法による専以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専</p>

門職大学の前期課程にあつては、修了した者) については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三〇四 (略)  
2 (略)

第八条 (略)

第九条 (略)

第十条 (略)

(受託水道業務技術管理者の資格)

第十一条 法第二十四条の三第五項(法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、第七条の規定により水道技術管理者たる資格を有する者とする。

(削る)

門職大学の前期課程にあつては、修了した者) については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三〇四 (略)  
2 (略)

第六条の二 (略)

第七条 (略)

第八条 (略)

(受託水道業務技術管理者の資格)

第九条 法第二十四条の三第五項(法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、第六条の規定により水道技術管理者たる資格を有する者とする。

(水道用水供給事業者について準用する法の規定の読替え)

第十条 法第三十一条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項第二号	第十三条第一項	第三十一条において準用する第十三条第一項
第十九条	次条第一項	第三十一条において準

(削る)

第二項第 四号	第十九条 第二項第 五号	第十九条 第二項第 六号	第十九条 第二項第 七号	第二十一条第一項	第三十一条において準 用する第二十一条第一 項
		第二十二條	第二十三條第一項		第三十一条において準 用する第二十二條
					第三十一条において準 用する第二十三條第一 項

(専用水道の設置者について準用する法の規定の読替え)

第十一條 法第三十四條第一項の規定による技術的読替へは、次の表のとおりとする。

読み替へ る規定	読み替へられる字句	読み替へる字句
第十九条 第二項第 二号	第十三条第一項	第三十四條第一項にお いて準用する第十三條 第一項
第十九条 第二項第 四号	次条第一項	第三十四條第一項にお いて準用する次条第一 項
第十九条 第二項第 五号	第二十一条第一項	第三十四條第一項にお いて準用する第二十一 條第一項
第十九条 第二項第 七号	第二十二條	第三十四條第一項にお いて準用する第二十二

六号	第十九条	第二十三条第一項	第三十四条第一項において準用する第二十三
七号	第二項第		条第一項

(都道府県の処理する事務)

第十四条 水道事業（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川（以下この条及び次条第一項において「河川」という。）の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を經營する者から供給を受ける水を水源とする水道事業（以下この条及び次条第一項において「特定水源水道事業」という。）であつて、給水人口が五万人を超えるものを除く。以下この項において同じ。）に関する法第六条第一項、第九条第一項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第三項、第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務並びに水道事業に関する法第四十二条第一項及び第三項（都道府県が当事者である場合を除く。）の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

2 一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業に関する法第二十六条、第二十九条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第三項、法第三十一条において準用する法第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九

(都道府県の処理する事務)

第十四条 水道事業（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川（以下この条及び次条第一項において「河川」という。）の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を經營する者から供給を受ける水を水源とする水道事業（以下この条及び次条第一項において「特定水源水道事業」という。）であつて、給水人口が五万人を超えるものを除く。以下この項において同じ。）に関する法第六条第一項、第九条第一項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第三項、第十一条、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務並びに水道事業に関する法第四十二条第一項及び第三項（都道府県が当事者である場合を除く。）の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

2 一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業に関する法第二十六条、第二十九条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第三項、法第三十一条において準用する法第十一条、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七

条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

3 37 (略)

(指定都道府県の処理する事務)

第十五条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に属する事務は、指定都道府県（水道事業又は水道用水供給事業に係る公衆衛生の向上と生活環境の改善に関し特に専門的な知識を必要とする事務が適切に実施されるものとして厚生労働大臣が指定する都道府県をいう。以下この条において同じ。）の知事が行うものとする。

一 特定水源水道事業であつて、給水人口が五万人を超えるもの（特定給水区域水道事業（給水区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる水道事業をいう。以下この項において同じ。）であるもの限り、特定河川（河川法第六条第一項に規定する河川区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる河川をいう。以下この項において同じ。）以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が経営するものを除く。）に関する法第六条第一項、第九条第一項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第三項、第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務（法第十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道事業に係るものを除く。）

二 (略)

三 一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業（特定給水区域水道用水供給事業（特定給水区域水道事

よる厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

3 37 (略)

(指定都道府県の処理する事務)

第十五条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に属する事務は、指定都道府県（水道事業又は水道用水供給事業に係る公衆衛生の向上と生活環境の改善に関し特に専門的な知識を必要とする事務が適切に実施されるものとして厚生労働大臣が指定する都道府県をいう。以下この条において同じ。）の知事が行うものとする。

一 特定水源水道事業であつて、給水人口が五万人を超えるもの（特定給水区域水道事業（給水区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる水道事業をいう。以下この項において同じ。）であるもの限り、特定河川（河川法第六条第一項に規定する河川区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる河川をいう。以下この項において同じ。）以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が経営するものを除く。）に関する法第六条第一項、第九条第一項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第三項、第十一条第一項、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務（法第十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道事業に係るものを除く。）

二 (略)

三 一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業（特定給水区域水道用水供給事業（特定給水区域水道事

業を営業者に對してのみその用水を供給する水道用水供給事業をいう。次号ロ及びハにおいて同じ。）であるものに限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が経営するものを除く。）に關する法第二十六条、第二十九条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第三項、法第三十一条において準用する法第十一条及び第三項、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務（法第三十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道用水供給事業に係るものを除く。）

四 (略)

2 8 (略)

別表（第十二条関係）

一 (略)	(略)
二 法第五条の三第一項に規定する水道基盤強化計画において定められた同条第二項第七号に掲げる事項に係る水道施設（水源開発施設及び基幹的な配水施設以外の配水施設を除く。）であつて、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用	三分の一

業を営業者に對してのみその用水を供給する水道用水供給事業をいう。次号ロ及びハにおいて同じ。）であるものに限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が経営するものを除く。）に關する法第二十六条、第二十九条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第三項、法第三十一条において準用する法第十一条、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務（法第三十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道用水供給事業に係るものを除く。）

四 (略)

2 8 (略)

別表（第十二条関係）

一 (略)	(略)
二 都道府県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適当と認めた広域的な水道の整備計画に基づく水道施設（水源開発施設及び基幹的な配水施設以外の配水施設を除く。）であつて、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用	三分の一

備考 (略)	(削る)	三 (略)	(削る)
	(略)	(略)	

備考 (略)	五	四	三
	費用 浄水施設から排出される水の処 理施設の新設又は増設に要する	(略)	二以上の市町村の区域を給水区 域とする水道事業又は当該水道 事業若しくは二以上の水道事業 を給水対象とする水道用水供給 事業の用に供する水道施設(水 源開発施設、小規模な導水施設 及び送水施設並びに配水施設を 除く。)であつて、用水単価及 び資本単価が厚生労働大臣が定 める額以上の水道事業又は水道 用水供給事業の用に供するもの の新設又は増設に要する費用
	四分の一	(略)	



○ 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第三十二条関係）			
十 水道	(略)	十 水道	(略)
水道法 第三条 第二項 に規定 する水 道事業 及び同 条第四 項に規 定する 水道用 水供給 事業	(一) (略) (二) 水道法第五条の第三 一項に規定する水道基 盤強化計画において定 められた同条第二項第 七号に掲げる事項に係 る水道施設（水源開発 施設を除く。）であつ て、用水単価及び資本 単価が厚生労働大臣が 定める額以上の水道用 水供給事業の用に供す るものの新設又は増設 するもの (三) 簡易水道事業の用に 供する水道施設の新設 又は増設	水道法 第三条 第二項 に規定 する水 道事業 及び同 条第四 項に規 定する 水道用 水供給 事業	(一) (略) (二) 沖縄県知事が定め、 かつ、厚生労働大臣が 適当と認めた広域的な 水道の整備計画に基づ く水道施設（水源開発 施設を除く。）であつ て、用水単価及び資本 単価が厚生労働大臣が 定める額以上の水道用 水供給事業の用に供す るものの新設又は増設 するもの (三) 二以上の市町村の区 域を給水区域とする水 道事業の用に供する水 道施設（水源開発施設 、小規模な導水施設及
事業の区分	国庫の負担又は 補助の割合	事業の区分	国庫の負担又は 補助の割合
	(略)		(略)
	十分の七・五（ 基幹的な水道施 設として内閣総 理大臣が厚生労 働大臣と協議し て定める施設に あつては、十分 の九）		十分の七・五（ 基幹的な水道施 設として内閣総 理大臣が厚生労 働大臣と協議し て定める施設に あつては、十分 の九）
	三分の二		十分の五

(略)	

(略)						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>(五) 浄水施設から排出される水の処理施設の新設又は増設</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>(四) 簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>び送水施設並びに配水施設を除く。)であつて、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額を超える水道事業の用に供するもの新設又は増設</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">十分の五</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">三分の二</td> <td></td> </tr> </table>	<p>(五) 浄水施設から排出される水の処理施設の新設又は増設</p>	<p>(四) 簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設</p>	<p>び送水施設並びに配水施設を除く。)であつて、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額を超える水道事業の用に供するもの新設又は増設</p>	十分の五	三分の二
<p>(五) 浄水施設から排出される水の処理施設の新設又は増設</p>	<p>(四) 簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設</p>	<p>び送水施設並びに配水施設を除く。)であつて、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額を超える水道事業の用に供するもの新設又は増設</p>				
十分の五	三分の二					